

## ベトナム会計・税務

### 工場設備賃貸に対する法人税優遇に関する案内

2016年4月11日、ハノイ市税務局は、法人税優遇税制について案内するオフィシャルレター第18355/CT-HTr号を発行した。内容は下記のとおりである。

- ✓ 投資優遇の条件を満たした会社は、未使用の工場設備の賃貸（土地賃貸ではない）を投資証明書の事業内容に追加した場合、通達第96/2015/TT-BTC号の第10条2b項に基づき法人税の優遇を享受できる。
- ✓ 土地賃貸による収入を受ける場合、法人税の優遇を享受できない。

### 付加価値税の控除方法登録の期限について

2016年4月7日、税務総局は、付加価値税の控除方法登録の期限について案内するオフィシャルレター第1434/TCT-KK号を発行した。内容は下記のとおりである。

納税者は2016年及び2017年において付加価値税の計算方法を控除法として登録する場合、書式第06/GTGT号を税務機関に2016年4月30日までに提出する必要がある。2016年4月30日より前に書式第06/GTGT号を提出しない場合、税務登録書類の遅滞により罰金が課される。2016年04月30日までに登録しなかった場合、2016年4月30日から直接法に変更しなければならない。

### 外債の企業借入及び支払の外国為替管理に関する規則

2016年4月15日、ベトナム中央銀行は、通達第03/2016/TT-NHNNのいくつかの内容を改定した通達第05/2016/TT-NHNNを発行した。改定内容は下記のとおりである。

- ✓ 輸入時の海外借入金を後払いする場合の管理について
  - ✓ FDI企業からの借入金の入金及び返済の口座について
  - ✓ 海外借入金を記録するため銀行口座の変更について
  - ✓ 輸入時の海外借入金を後払いするための送金について
  - ✓ 借入及び返済につき、銀行口座を経由せずに行う場合について
- 通達は、2016年4月15日に有効になる。

### 労働組合経費に対する損金と見なされる費用

2016年4月14日、税務総局は労働組合経費に対する損金参入について案内するオフィシャルレター第1564/TCT-DNL号を発行した。内容は下記のとおりである。

企業は2015年度の企業所得税の課税所得を計算する際、原則として、2015年度の生

## Meinan Accounting Vietnam Co., Ltd

ハノイ事務所：1410, Hapro Building, 11B Cat Linh St., Quoc Tu Giam Ward, Dong Da Dist., Ha noi,  
電話：+84 4 6296 5726

ホーチミン事務所：604, Thien Son Building, No.5 Nguyen Gia Thieu Str., Ward 6, Dist. 3, HCM City,  
電話：+84 8 3930 5491

産・事業活動にかかわる費用のみを損金算入できる。ただし、2015年に労働連合の要求によって、労働組合を設立した企業は、組合法及び政令第191/2013/ND-CP号の規定に基づき、2013年度及び2014年度分の組合費用を2015年にまとめて納付した場合、納付した2013年度、2014年度及び2015年度分の組合経費は、2015年度の企業所得税の課税所得の計算上、損金算入することができる。

## 付加価値税法、特別消費税法及び税務管理法の修正・補足

2016年4月6日、国会は付加価値税法、特別消費税法及び税務管理法の修正・補足に関する法第106/2016/QH13号を発行した。内容は下記の通りである。

- ✓ 連続した12ヶ月もしくは連続した4四半期経過後、控除しきれない仕入VATが残った場合の企業が付加価値税を還付申請できる条件が削除された。
- ✓ 延滞税は、税額の0.03%/日が課される。
- ✓ 輸出入品の納税期限について規定する税務管理法の第42条3項を停止した(2016年9月1日より有効となる)。

本法は2016年7月1日より施行される。

## 付属支店における付加価値税(VAT)の申告についての案内

2016年4月6日、税務総局は付属支店におけるVAT申告を案内するオフィシャルレター1421/TCT-KK号を発行した。内容は下記のとおりである。

本社の所在と異なる省・県での付属製造支店を設立した場合、その付属製造支店が生産活動のみを行い、直接販売を行わず、売上計上を行わないのであれば、企業は本社にて税務を申告し、付属製造支店が所在している地方の税務管理機関に申告を行わなければならない。

付属製造支店が所在している地方に納める付加価値税額は、VATを含まない価格による売上高の2%(VAT税率10%の適用対象)もしくは1%(VAT税率5%の適用対象)の割合で計算される。企業は通達第156/2013/TT-BTC号と共に発行された様式第01-6/GTGT号による付加価値税配分表を作成し、税務申告書類と共に直接管轄税務機関に提出する。同時に、上記の様式第01-6/GTGT号による付加価値税配分表を支店が所在している地方の税務管理機関に提出する必要がある。

---

## Meinan Accounting Vietnam Co., Ltd

ハノイ事務所: 1410, Hapro Building, 11B Cat Linh St., Quoc Tu Giam Ward, Dong Da Dist., Ha noi,  
電話: +84 4 6296 5726

ホーチミン事務所: 604, Thien Son Building, No.5 Nguyen Gia Thieu Str., Ward 6, Dist. 3, HCM City,  
電話: +84 8 3930 5491

## ベトナムその他

### 社会保険、健康保険及び失業保険を追徴する算出根拠となる賃金に関する規定

ベトナム社会保険機関は 2016 年 4 月 20 日、任意社会保険、健康保険、失業保険の追徴及び延滞利息について案内するオフィシャルレター第 1379/BHXXH-BT 号を発行した。内容は下記のとおりである。

追徴の算出根拠になる賃金は、追徴期間に応じる労働者の保険料を算出する月間賃金とし、当該賃金額が労働者の社会保険帳に記載される。追徴割合については、国家が規定した各期間の保険料の算出根拠となる月間賃金比率を適用する。その他、本オフィシャルレターは、社会保険納付遅滞に対する利息及び社会保険追徴の延滞利息の算出方法についても案内している。

本資料は情報提供のみを目的として作成されたものです。本資料記載の情報は、法律上、会計上及び税務上のいかなる助言を含むものではありません。Meinan Accounting Vietnam は、本資料に基づき発生するいかなる損害についても一切責任を負いません。本資料の詳細については、Meinan Accounting Vietnam までご連絡ください。